

別表第14号

技術基準適合証明

技術基準適合証明の手数料は以下の通りです。この手数料には技適の証明書並びに証明ラベルの費用が含まれます。手数料は抜き取り台数に対して試験手数料を決めています。
基本料金の額 + 1台目の試験手数料の額 + 2台目以降の試験手数料の額 X (抜き取り台数-1)

1. 基本料金

適用

1件当たりの申込の基本料金

基本料金(円)

20, 400

2. 抜き取り試験に対する1台あたりの試験料金

(円)

特定無線設備の種別 (証明規則第2条第1項)	略称	1台目の試験手数料	2台目以降の試験手数料	注釈
(25) 第8号	特定小電力機器			
	ミリ波レーダー	51,000	40,000	
	60GHz帯の機器	51,000	40,000	
	移動体検知センサ	51,000	40,000	
	体内埋め込み医療用	51,000	40,000	
	その他	36,000	34,000	
(26) 第9号	V S A T	63,000	58,000	
(27) 第9号の2	K a 帯 V S A T	63,000	58,000	
(90) 第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	36,000	34,000	
(91) 第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム	36,000	34,000	
(92) 第19号の2の2	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用)	36,000	34,000	
(93) 第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (模型飛行機用)	36,000	34,000	
(94) 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム (I)	36,000	34,000	
(171) 第58号	簡易型船舶自動識別装置	36,000	34,000	
(172) 第59号	簡易型国際 VHF (据置型)	36,000	34,000	
(173) 第60号	簡易型国際 VHF (携帯型)	36,000	34,000	
(174) 第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等	78,000	73,000	
(175) 第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	63,000	58,000	
(176) 第63号	700MHz 帯高度道路交通システム基地局	78,000	73,000	
(177) 第64号	700MHz 帯高度道路交通システム陸上移動局	63,000	58,000	
(178) 第72号	無人移動体画像伝送システム	51,000	40,000	
(179) 第78号	5GHz 帯小電力データ通信システム	36,000	34,000	

別表第14号

- 1) 上記料金は伝導試験の副次発射の料金となります。
その他の諸特性を測定する場合は1件当たり50,000円が別途かかります。
モード数が複数ある場合、上記手数料に乗算します。
- 2) 2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システムと 2.4GHz 帯小電力データ通信システムによる複合無線設備
(一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備。以下同じ。)に係る同時の申込み(以下同じ。)の場合
基本料を含めた試験手数料の高額なものの額に、その他の無線設備の基本料を含めた試験手数料の額の
0.7を掛けた額を加算した額とします。
- 3) アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に電波無反射室を使用する場合は別途手数料を加算します。
- 4) 2の試験手数料は、送受信機の数が1台のときの試験の手数料の額を示し、次の場合には表の
「1台目試験手数料」「2台目以降の試験手数料」に次の額を加算します。但し、他の加算項目に包含され、
測定する回数が増加しない加算項目の場合には、加算しない。
- 5) 比吸収率の試験
別途お見積りいたします。
- 6) 5GHz 帯小電力データ通信システム(Ⅰ)及び 5GHz 帯小電力データ通信システム(Ⅱ)において、
キャリアセンス機能の試験のうちDFS 機能の試験を行う場合には、次の額を加算します。
(ア) 利用チャネル確認の試験
DFS 機能の試験1セット(4 回の繰返し検出を行うことをいう。以下同じ)当たり4,000 円
(イ) 運用中チャネル監視の試験
DFS 機能の試験1セット(20回の繰返し検出を行うことをいう。以下同じ)当たり 20,000円
- 7) 特定小電力機器に係る体内植込型医療用データ伝送のうち、体内無線装置の測定については、別途料金とします。
- 8) 特性試験結果の資料の提出の場合の手数料
特性試験の結果資料及び写真等が提出された場合は、1の申込の基本料のほか、次の金額を加算した額とします。
試験結果点検基本料 40,000円
申込台数に1台当たり 5,000円
- 9) 取下げ手数料
技適の申込において、申込の取り下げがあった場合は、基本料金の額及び実施試験の額を申し受けます。
- 10) 事務所以外で技適試験を実施した場合の手数料
証明員派遣費
(ア) JET事務所と技適場所との間の移動に要する時間数について1時間あたり 10,200 円とする。
ただし、1時間未満の端数は切り上げるものとする。
(イ) 前記の移動に要する時間数は、使用する交通機関の標準の所要時間によることとしこれにより難い
場合は、JETと申込者双方が協議して定めるものとします。
- 11) 旅費等
JETの旅費規程によります。
- 12) その他の手数料
技適ラベルの手数料
技適証明ラベルの費用は技適の費用に含まれています。
技適証書再発行の手数料
証書を紛失又は破損した場合には、再発行依頼書を提出してください。再発行の手数料として(1葉 :1,000円＋消費税)で
再発行いたします。この場合の証書には、「技術基準適合証明証書」の下に(再発行、年月日)と記載します。
なお、銀行口座へ振込のときは振込控えを必ず同封してください。銀行口座へ振込のときは振込控えを必ず同封ください。
- 13) その他の手数料
過去一年以内の実績を基に手数料を個別に減額します。
弊所が適当と認める場合に手数料を個別に減額を行う事があります。